



令和 8 年 2 月 5 日 14 時 00 分  
近 畿 地 方 整 備 局

## 布目ダム(淀川水系木津川)で取水制限を実施 ～第 1 回 木津川渇水対策会議(布目ダム)にて決定～

- 記録的な少雨傾向に伴い、2月5日午前9時現在、淀川水系木津川の布目ダムの貯水量が5,500千m<sup>3</sup>(貯水率43.0%)まで低下しており、渇水調整が必要となりました。
- このことから、「淀川水系(木津川渇水対策会議)渇水対応タイムライン」(別紙1)に基づき、本日「第1回 木津川渇水対策会議(布目ダム)」を開催し、取水制限を実施することなどを確認しました。(別紙2)
- 今後の降雨次第では、給水制限等により水が出にくくなるなど、市民生活への影響がでる可能性があります。今後も節水にご理解、ご協力をお願いいたします。

### 【取水制限の実施内容】

- 日 時:令和8年2月6日(金) 13:00 より取水制限開始
- 水道用水:実績取水量から10%の制限
- 農業用水:慣行水利権の届出水量から10%の制限

<取 扱 い> ———

<配付場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、奈良県政記者クラブ  
奈良市政記者クラブ

<問い合わせ先>  
国土交通省 近畿地方整備局 河川部

河川環境課 課 長 <sup>しゅんどう</sup> 春藤 <sup>ちゆき</sup> 千之 (内線3651)

建設専門官 <sup>ながさか</sup> 長坂 <sup>けん</sup> 健 (内線3652)

電話 06-6942-0608(直通)

淀川水系(木津川渇水対策会議)渇水対応タイムライン (令和3年4月版)

各ダム(高山・青蓮寺・布目・比奈知)貯水率			状況	制限と目安日数	河川管理者 (国・府・県等)	自治体 (府・県・市町村)	利水者 (土地改良区・水道企業団・水道局等)	一般家庭・事業者等
非洪水期 10/16～6/15	第1期洪水期 6/16～8/15	第2期洪水期 8/16～10/15						
高山 17%程度 青蓮寺 48%程度 布目 59%程度 ▽比奈知 37%程度	高山 60%程度 青蓮寺 60%程度 布目 75%程度 ▽比奈知 60%程度	高山 60%程度 青蓮寺 60%程度 布目 83%程度 ▽比奈知 60%程度			<b>適正な河川管理</b> ◆適正な利水補給、河川環境の確認 ◆不法投棄・水質異常に関する巡視等	<b>適正な施設管理</b> ◆庁舎等の水回りの整備・点検	<b>節水</b> ◆節水の取り組み ・風呂(残り湯を洗濯などに利用) ・洗濯(ためすぎ) ・歯磨き(こまめに蛇口を閉める) ・洗車(雨水の利用等) ・トイレ(水を何度も流さない) (大・小レバーの使い分け) ・節水コマの活用等	
貯水率が低下傾向にあり、水利用を自主的に制限している状況					<b>情報収集</b> ◆気象情報、ダム貯水率等の確認	<b>情報収集</b> ◆気象情報、ダム貯水率等の確認	<b>情報収集</b> ◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆自治体情報の確認	
					<b>情報発信、啓発</b> ◆ダム等の水源情報の発信	<b>情報発信、啓発</b> ◆節水広報、節水呼びかけ等	<b>対策検討</b> ◆自主節水、節水要請等の検討	
					<b>情報収集、体制構築</b> ◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集、対策の調整 ◆渇水対策体制の確立 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆渇水対策会議の開催・参加(適宜)および関係機関との情報連絡	<b>情報収集、体制構築</b> ◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆渇水対策会議の参加(適宜)および関係機関との情報連絡	<b>情報収集、節水推進</b> ◆自治体情報の確認 ◆一般家庭・事業所での節水推進	
高山 14%程度 青蓮寺 40%程度 布目 51%程度 ▽比奈知 31%程度	高山 50%程度 青蓮寺 50%程度 布目 65%程度 ▽比奈知 50%程度	高山 50%程度 青蓮寺 50%程度 布目 72%程度 ▽比奈知 50%程度			<b>適正な河川管理</b> ◆適正な利水補給、河川環境の確認	<b>情報発信、啓発</b> ◆ダム等の水源情報の発信 ◆節水キャンペーン	<b>対策実施</b> ◆水道用水等使用者に対する節水要請、節水広報 ◆自主節水強化の検討 ◆受水市町等への協力要請(水道用水供給)	
貯水率の低下が進行し、段階的に水利用の制限を強化している状況					<b>情報収集、渇水対策の推進</b> ◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集、対策の調整 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆渇水対策会議の開催・参加(適宜)および関係機関との情報連絡	<b>情報収集、渇水対策の推進</b> ◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆渇水対策会議の参加(適宜)および関係機関との情報連絡	<b>情報収集、渇水対策の推進</b> ◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆渇水対策会議の参加(適宜)および関係機関との情報連絡 ◆自治体情報の確認 ◆水道用水等使用者への節水啓発、衛生管理の強化 ◆浄水場での配水減圧 ◆受水市町等への協力要請、受水制限(水道用水供給) ◆官公庁、大口需要者への節水要請の強化(バルブ制限等) ◆農業用水使用者への節水依頼、バルブ調節、ゲート調整、ポンプ運転制限 ◆自己水源等の活用 ◆減圧給水・計画断水等の検討	
					<b>適正な河川管理</b> ◆適正な利水補給、河川環境の確認 ◆取水状況の確認	<b>情報発信、啓発</b> ◆庁舎等における節水 ◆利水者への状況説明 ◆営農・農業用水相談窓口の設置、被害防止技術等の周知	<b>情報発信、啓発</b> ◆渇水情報の提供、節水呼びかけ等の強化 ◆節水キャンペーン	
					<b>情報発信、啓発</b> ◆ダム等の水源情報の発信 ◆節水キャンペーン	<b>渇水対策のさらなる推進</b> ◆節水強化の依頼 ◆水融通、用途間転用の検討 ◆計画断水見込みの周知 ◆応急給水の依頼・要請	<b>情報収集、渇水対策のさらなる推進</b> ◆節水強化の要請、減圧給水実施、取水ゲート制限強化 ◆農業用水・番水実施 ◆計画断水見込みの通知 ◆応急給水の実施	
高山 8%程度 青蓮寺 24%程度 布目 43%程度 ▽比奈知 18%程度	高山 30%程度 青蓮寺 30%程度 布目 55%程度 ▽比奈知 30%程度	高山 30%程度 青蓮寺 30%程度 布目 61%程度 ▽比奈知 30%程度			<b>適正な河川管理</b> ◆適正な利水補給、河川環境の確認	<b>情報発信、啓発</b> ◆渇水情報の提供、節水呼びかけ等の強化 ◆節水キャンペーン	<b>情報収集、渇水対策の強化</b> ◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆渇水対策会議の参加(適宜)および関係機関との情報連絡 ◆水融通の調整 ◆緊急給水 ◆疎開計画の立案・調整	
貯水率の低下が深刻化している状況					<b>情報収集、渇水対策の強化</b> ◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集、対策の調整 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆渇水対策会議の開催・参加(適宜)および関係機関との情報連絡 ◆適正な利水補給、河川環境の確認	<b>情報収集、渇水対策の強化</b> ◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆被害情報の収集 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆渇水対策会議の参加(適宜)および関係機関との情報連絡	<b>情報収集、渇水対策の強化</b> ◆気象情報、ダム貯水率等の確認 ◆渇水対策本部等の設置(適宜) ◆渇水対策会議の参加(適宜)および関係機関との情報連絡 ◆自治体情報の確認頻度の強化 ◆給水制限の強化 ◆利水者間での水融通 ◆計画断水の通知 ◆水源の用途間転用 ◆給水車の出動	
					<b>情報発信、啓発</b> ◆ダム等の水源情報の発信	<b>情報発信、啓発</b> ◆計画断水情報の周知 ◆節水呼びかけ等の強化	<b>情報収集、渇水対策の強化</b> ◆自治体情報の確認頻度の強化 ◆最低限の水利用 ◆営業時間短縮	
▽0%								

※このタイムラインは、渇水被害を最小限にとどめるため、各関係機関や住民・事業者等が「高山、青蓮寺、布目、比奈知 各ダム貯水率」の状況に応じて行う行動計画(渇水対策の項目とその時期)について、おおよその目安として示したのですが、実際の渇水調整や具体的な対応は、淀川水系の各支川・ダムの渇水状況等も考慮して木津川渇水対策会議等で決定されます。

※このタイムラインでは、高山、青蓮寺、布目、比奈知 各ダム貯水率の低下が進行する状況(渇水シナリオ)を設定しており、「渇水の期間」は、既往渇水時(平成6年)の状況をベースに、既往渇水時で水位回復につながった大雨が発生しない場合を想定して算定したおおよその目安です。

※このタイムラインは、木津川渇水対策会議に基づく関係機関で共有し作成したものです。

## 木津川渇水対策について

令和 8 年 2 月 5 日  
木津川渇水対策会議  
申 し 合 わ せ

本日 0 時現在、布目ダムの貯水率は 43.1%となっているが、昨年 7 月以降の少雨傾向を鑑み、今後もまとまった降雨がなければさらなる貯水率の低下の恐れがあるため、以下のとおり渇水対策を実施することを申し合わせる。

1. 節水 P R を積極的に推進する
2. 当面、一律 10%の取水制限を実施する
3. 水道用水の制限後の取水量については、過去 4 ヶ年（令和 4 年～令和 7 年）の 1 月、2 月及び 3 月における 1 日最大取水量を基準とする
4. 農業用水の制限後の取水量については、慣行水利権の届出水量を基準とする
5. 取水制限の実施時期については、2 月 6 日 13：00 とする
6. 取水制限の強化又は解除については、貯水状況を引き続き注視しつつ、適切な時期に木津川渇水対策会議を開催して決定するものとする